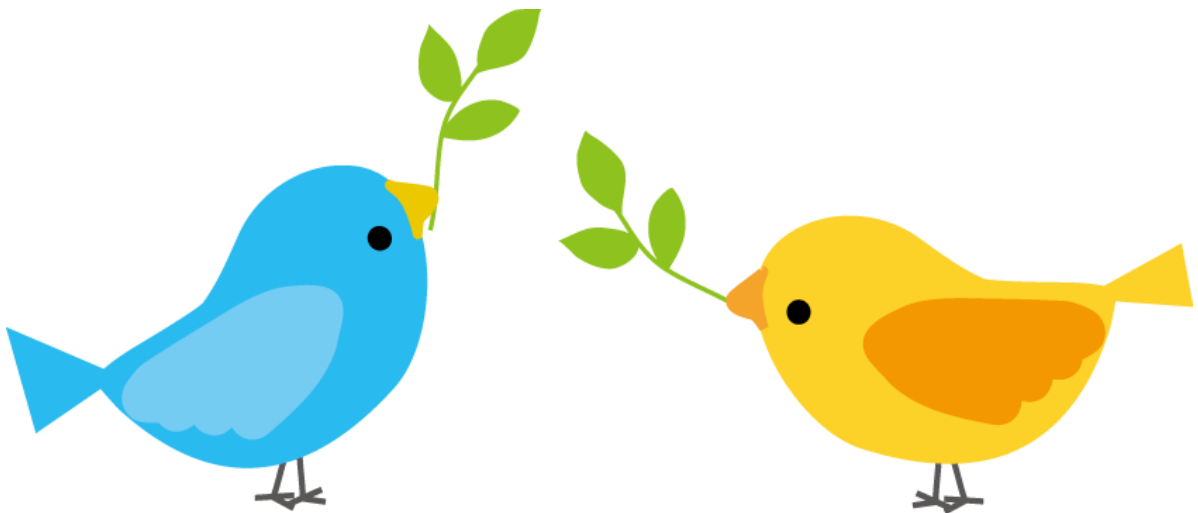


重 要

長期保管

令和7年度

福祉系高校 修学資金貸付の手引



社会福祉法人栃木県社会福祉協議会

※各種手続き時に使いますので、借用書返却となるまで大切に保管してください。

目 次

●福祉系高校修学資金貸付制度について	1
●修学資金フロー図	2
●卒業後の進路と返還充当資金への移行について	3
●借受に伴う主な手続について	
1. 貸付決定後、在学中に関する提出書類	4
2. 高校卒業時の提出書類	4
3. 介護等業務に従事している場合の手続	5
4. 各種変更等の手続	5
●福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱	6
●様式集	
様式第1号. 福祉系高校修学資金貸付申請書	13
様式第2号. 推薦書	15
様式第3号. 借用証書	16
様式第4号. 業務従事証明書	18
様式第5号. 振込口座（登録・変更）届出書	19
様式第6号. 辞退届	20
様式第7号. 死亡届	21
様式第8号. 返還計画書	22
様式第9号. 返還猶予申請書	23
様式第10号. 離職届	24
様式第11号. 返還免除申請書	25
様式第12号. 変更届	26
様式第13号. 休学・復学・退学届等	27
様式第14号. 保証人変更届	28
様式第15号. 誓約書	29
●参考資料	「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」 別添1・別添2
●栃木県社会福祉協議会	福祉人材・研修センターのご案内

福祉系高校修学資金貸付制度について

この制度は、介護福祉士になるために、福祉系高校に在学する者であって、福祉系高校を卒業後、栃木県内（国の施設等で一部の県外の施設を含む。）の社会福祉施設等において、介護福祉士として介護等業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸し付けるものです。

従って、修学資金の借受者及び連帯保証人は、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める事項を遵守しなければなりません。

なお、借受者及び保証人に必要な手続について、次ページから略記しましたので、御確認ください。

必要な手続を怠り、書類の提出期限が過ぎてしまった場合には、貸付金の返還を求めることがありますので、御注意ください。

この手引は長期間使用するものなので大切に保管してください。

貸付決定番号 —

貸与額及び 貸与期間	修学準備金	円	合計額	円
	介護実習費	円		
	国試受験対策費	円		
	就職準備金	円		
期 間	年 月 ～ 年 月 （ 年 カ月分）			
連帯保証人	氏 名	(続柄)	氏 名	(続柄)
	住 所		住 所	
	電 話		電 話	
返還猶予期間	期 間	年 月 ～ 年 月	理 由	
	期 間	年 月 ～ 年 月	理 由	
返還額・期間	理 由			
	返還額	円	返還方法	
返還額・期間	期 間	年 月 ～ 年 月		

※ 不明な点がありましたら、お問い合わせください。

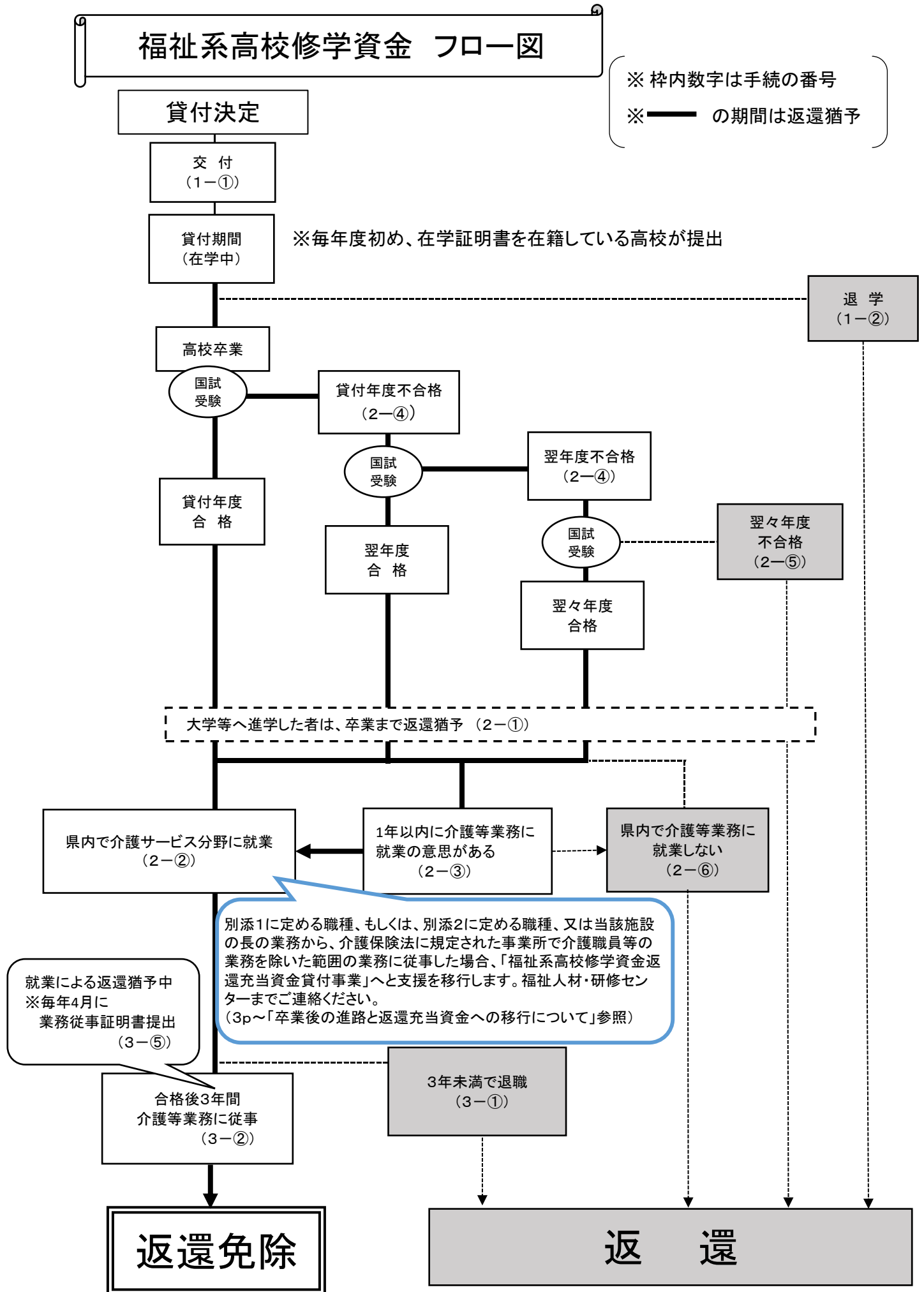
●福祉系高校修学資金に関するお問い合わせは…

〒320-8508
栃木県宇都宮市若草1-10-6
社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
TEL 028-643-3300

福祉系高校修学資金 フロー図

※ 枠内数字は手続の番号

※ **——** の期間は返還猶予



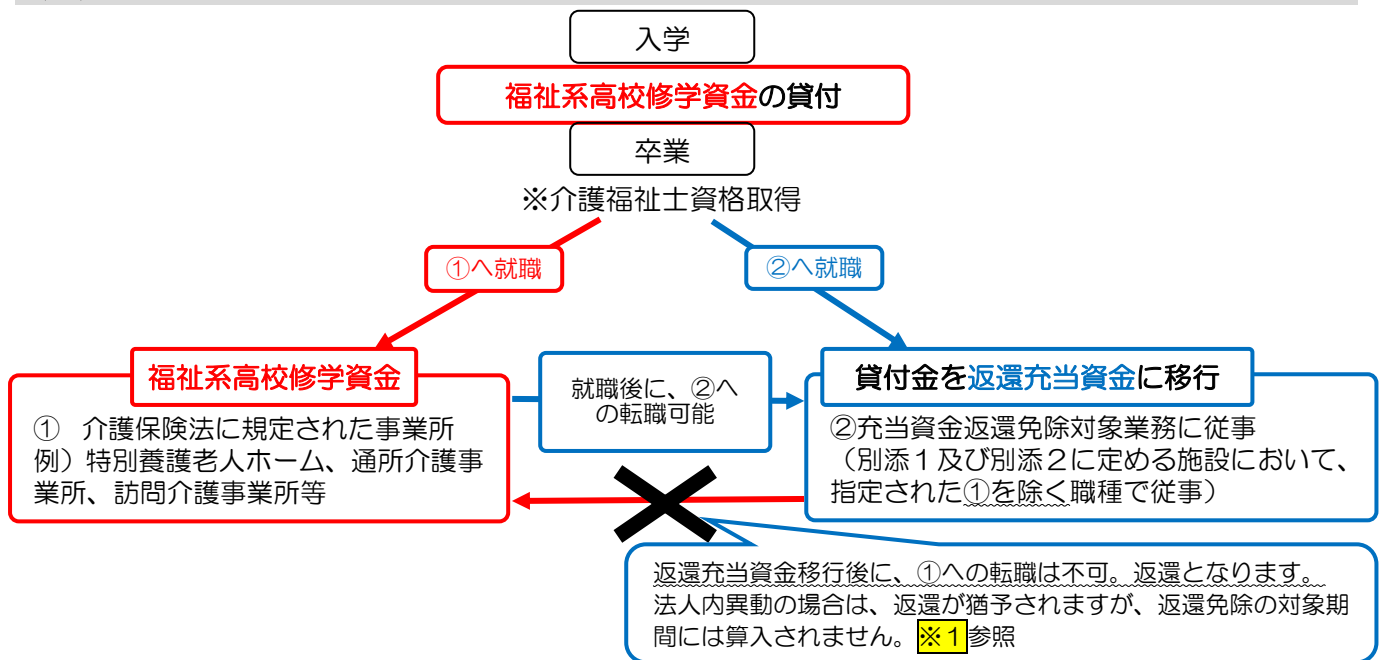
卒業後の進路と返還充当資金への移行について

(1) 卒業後、返還免除となる事業所等は次の2種類です。

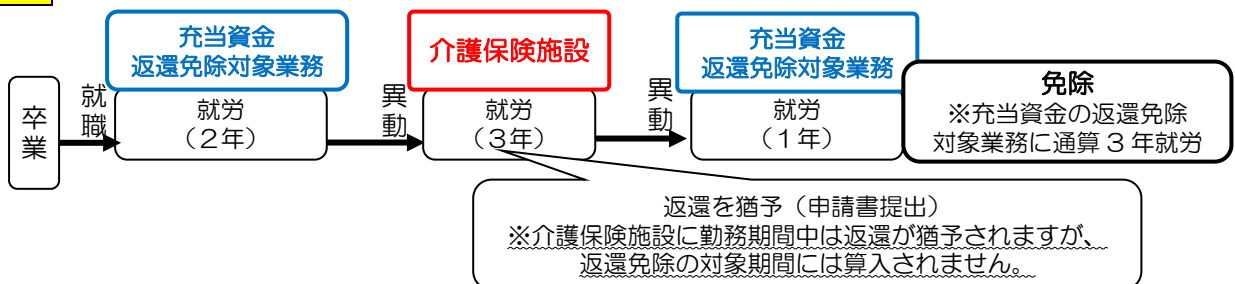
就職先の事業所によって、貸付金の種類が異なります。

貸付金の種類	就職先の事業所
①福祉系高校修学資金	介護保険法に規定された事業所で、介護職員等として従事 例) 特別養護老人ホーム、通所介護事業所、訪問介護事業所 等
②福祉系高校修学資金 返還充当資金 (※以下、返還充当資金という)	別添1及び別添2(31p～)に定める施設において指定された、①を除く職種で従事(※以下、充当資金返還免除対象業務という) 例) 障害福祉施設、病院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス等の施設での介護職・相談員等

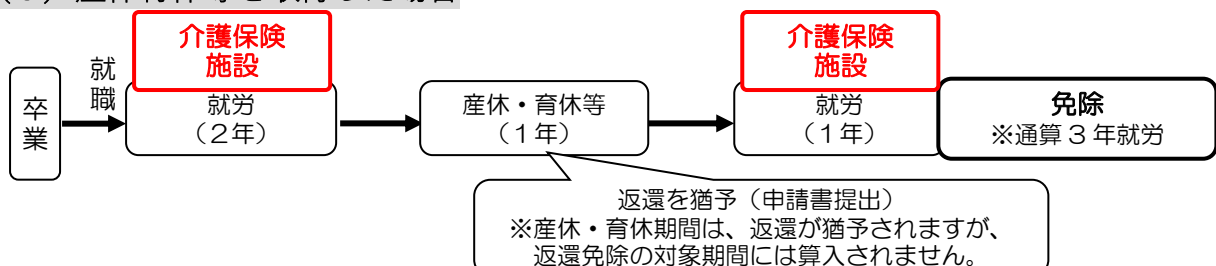
(2) 高校を卒業後、福祉系高校修学資金または返還充当資金の返還免除業務に従事した場合



※1. 返還充当資金へと資金が移動された後、法人内異動で介護保険施設に異動になった場合



(3) 産休育休等を取得した場合



借受に伴う主な手続について

【1. 貸付決定後、在学中に関する提出書類】

ケース別 提出書類	様式 番号	説明・内容	実施要綱 条項	提出期限	提出者
① 貸付金の交付を受ける					
借用証書	様式3	貸付決定通知書の交付を受けた者が提出する。借受者及び保証人の印鑑証明書を添付する。借用書には、その余白に収入印紙を貼付し消印を行う。提出されない場合、貸付金を振り込まない。	3-3	指定する日まで	借受者
振込口座(登録・変更)届出書	様式5	貸付決定通知の交付を受けた者が提出する。申請者本人の口座を登録する。	3-3		
在学状況報告書	様式無	毎年度当初、学校経由で提出。			
② 退学した場合					
休学・復学・退学等届	様式13	退学した場合、貸付契約を解除する。	14-1-(1)	2週間以内	
返還計画書	様式8	休学・復学・退学等届とともに提出する。	7-2		
③ 修学資金貸付を辞退する場合					
辞退届	様式6	貸付を辞退する場合、貸付契約を解除する。	14-1-(2)	2週間以内	借受者
返還計画書	様式8	貸付を辞退し、貸付金の返還を行う場合に提出する。	7-2	2週間以内	
返還猶予申請書	様式9	貸付を辞退したが、在学中であり返還が不可能な場合に提出する。	10-3	2週間以内	
在学証明書	様式無	在学中の場合に、返還猶予申請書に添付する。	10-1		
④ 留年・休学・停学・復学した場合					
休学・復学・退学等届	様式13	留年・休学した場合又は停学の処分を受けた場合、貸付を中断する。復学した場合、貸付を再開する。	14-1-(1)	2週間以内	
返還猶予申請書	様式9	留年の場合に提出する。	10-3	2週間以内	
⑤ 学科・コース変更した場合					
休学・復学・退学等届	様式13	コース変更した場合、貸付契約を解除する。	14-1-(1)	2週間以内	
返還猶予申請書	様式9	在学中であり、返還が不可能な場合に提出する。	10-3	2週間以内	
返還計画書	様式8	在学中は返還猶予が可能だが、卒業とともに返還となるため、卒業時に提出する。	7-2	卒業時	

【2. 高校卒業時の提出書類】

※高校卒業後に大学や専門学校等へ進学する場合

ケース別 提出書類	様式 番号	説明・内容	実施要綱 条項	提出期限	提出者
① 大学等へ進学する場合					
返還猶予申請書	様式9	大学等に在学する期間の猶予を申請する(入学時のみ)	10-3	指定する日まで	借受者
大学等の在学証明書		在学する大学等の在学を証明する書類を提出する(毎年)	9	指定する日まで	借受者

※高校や大学等を卒業後に就業する場合

ケース別 提出書類	様式 番号	説明・内容	実施要綱 条項	提出期限	提出者
② 貸付終了年度の国家試験に合格後すぐに介護等業務に従事する場合 (貸付終了年度の翌年度又は翌々年度の国家試験に合格した場合、大学等を卒業した場合も同様とする。)					
返還猶予申請書	様式9	介護福祉士登録簿に資格登録した後又は登録申請後、介護等業務に従事する場合に提出する。	10-3	指定する日まで	借受者
業務従事証明書	様式4	従事先の代表者からの従事証明を提出する。	10-3-(1)		
登録証の写し		返還猶予申請書とともに提出する。(※登録申請中の場合は、登録申請書の写しを先に提出し、後日提出する。)			
③ 貸付終了年度の国家試験に合格後すぐに介護等業務に従事しないが、1年以内に介護等業務に就業の意志がある場合					
返還猶予申請書	様式9	合格の翌月から1年間の返還猶予を受けるために提出する。	10-3	指定する日まで	借受者
高校を卒業したことを証する書類	様式無	返還猶予申請書とともに提出する。			
登録証の写し		登録次第すぐに提出する。(就業開始前までに必ず提出すること。)			
④ 貸付終了年度の国家試験に不合格(又は受験できなかった場合)で、翌年度の国家試験を受験する意思がある場合 又は翌年度の国家試験に不合格(又は受験できなかった場合)で、翌々年度の国家試験を受験する意思のある場合					
返還猶予申請書	様式9	合格発表の翌月から1年間の返還猶予を受けるために提出する。不合格の都度提出する。	10-3	指定する日まで	借受者
誓約書	様式15	翌年度の国家試験合格に向けて勉学に励む旨の誓約書を猶予申請書とともに提出する。	10-3-(2)		
高校を卒業したことを証する書類	様式無	留年の場合に提出する			
⑤ 貸付終了年度の翌々年度の国家試験に不合格の場合					
返還計画書	様式8	貸付目的が達成されなかったため貸付額を全額返還しなければならない。	7-2	指定する日まで	
⑥ 介護等業務に従事しない場合					
返還計画書	様式8	介護等業務に従事する意志のない場合又は介護等業務以外の職業に就いた場合に提出する。	7-2	指定する日まで	

【3. 介護等業務に従事している場合の手続】

ケース別 提出書類	様式 番号	説明・内容	実施要綱 条項	提出期限	提出者
① 3年未満で退職した場合					
離職届	様式10	介護等業務に従事しなくなった時に提出する。	14-1-(4)	2週間以内	借受者
返還計画書	様式8	3年未満で退職したことにより、貸付目的が達成されなかったため貸付額を全額返還しなければならない。*	7-2		
業務従事証明書	様式4	退職日を証明する書類として提出する。			
※ 貸付けを受けた期間以上介護等業務に従事し、退職した場合、返還の一部が免除される場合があります。 ただし、「本人の責による事由により免職された者」「特別な事情がなく恣意的に退職した者」等は該当しません。(実施要綱第19条第2項)					
② 3年間勤務した場合					
返還免除申請書	様式11	3年間の勤務が完了した時に、提出する。	6-2	適宜提出	借受者
業務従事証明書	様式4	返還免除申請書とともに提出する。	6-2-(1)		
③ 勤務先を変更する(した)場合 ※法人内異動の場合も含む					
変更届	様式12	返還の猶予を受けている場合に、勤務先を変更した場合に提出する。	14-1-(3)	2週間以内	借受者
業務従事証明書	様式4	新従事先及び旧従事先の従事証明書を併せて提出する。	10-3-(1)		
(注) 勤務先を変更する場合、旧従事先と新従事先の間が1日でも空くと、連続して勤務していると認められません。(1日でも空く場合は必要書類が異なります。)返還義務が生じる場合もありますので、勤務先を変更する前に必ずお問い合わせください。 また、福祉系高校修学資金返還充当資金の該当業務【手引き3p-(1)参照】へと転職・異動した場合は、貸付金は福祉系高校修学資金返還充当資金へと移行されます(実施要領第3条参照)。					
④ 介護等業務に従事期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の疾病等で、介護等業務の継続ができなくなった場合					
死亡届	様式7	借受期間中又は就業期間中に死亡した時、死亡の事実を証明する書類を添付し提出する。	14-2	適宜提出	連帯保証人等又は借受者
返還免除申請書	様式11	返還免除の規定が該当する。ただし、他の事由による場合は、これに該当しないので、他の手続を参照すること。	6-2		
上記事由を証明するもの	様式無	労災認定、もしくは業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の疾病等を証明するもの。	6-2-(2)		
⑤ 返還を猶予している場合					
業務従事証明書	様式4	毎年4月頃提出。	10-3-(1)	指定する日まで	借受者
⑥ やむを得ない事由により介護等業務に従事できない場合(貸付要綱第10条第2項第2号に基づく猶予申請)					
返還猶予申請書	様式9	災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により介護等業務に従事できない場合、返還の猶予を申請でき、事由を証明する書類とともに提出する。また、復職時にも就業による猶予として提出が必要。	10-3	事由が生じたら2週間以内又は適宜提出	借受者
休業期間を証明するもの		休業期間を証明する従事先からの書類が必要。(書式がない場合は本会の「休業期間報告書」を送付することが可能)			
事由を証明するもの	様式無	①産休、育休の場合→母子手帳の出生届の写し ②災害の場合→罹災証明書または被災証明書	10-3-(3)		
※当該事由による猶予を申請し決定された場合、引き続き介護等業務に従事しているとみなします(直ちに返還とはなりません)が当該猶予期間は介護等業務従事期間に算入されません。					

【4. 各種変更等の手続】

ケース別 提出書類	様式 番号	説明・内容	実施要綱 条項	提出期限	提出者
① 借受人又は保証人が住所又は氏名を変更した時					
変更届	様式12	住所又は氏名に変更があったとき提出する。	14-1-(3)	2週間以内	借受者又は連帯保証人等
保証人変更届	様式14	余白に収入印紙(200円)を貼付し、消印を行う。 また、新たに保証人になる者の印鑑証明書及び直近の所得を証明する書類(源泉徴収票の写し等)を添付する。	14-3	2週間以内	
③ 借受者が死亡した時					
死亡届	様式7	借受期間中又は就業期間中に死亡した時、死亡の事実を証明する書類を添付し提出する。	14-2	2週間以内	連帯保証人等
返還計画書	様式8	借受者が死亡すると貸付金の返還義務が生じる。 ただし、返還免除に該当する場合もあるので、「介護等業務に従事期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の疾病等で、介護等業務の継続ができなくなった場合」を参照すること。	7-2		
返還猶予申請書	様式9	連帯保証人等が、貸付金を返還することが、災害、病気その他やむを得ない事由により、困難な場合提出する。	10-3		
修学資金を返還することが困難であることを証明する書類	様式無し	返還猶予申請書とともに提出する。	10-3-(3)		

※1 実施要綱条項は、福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の条文を示す。条一項一(号)を表す。

※2 提出期限は、該当事由が発生してからの期限を示す。

「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」への移行について

別添1に定める職種もしくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から、介護職員等の業務を除いた範囲の業務に従事した場合は、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 貸付要領第1条の2に掲げる福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業により、福祉系高校修学資金の返還に充てるための資金(以下、「返還充当資金」という。)を貸し付け返還に充てることにより、福祉系高校修学資金貸付事業から福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業へ支援を移行することとします。

第1 事業の目的

今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」という）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸し付けを実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

第2 貸付対象者、貸付期間及び貸付額

貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

1 貸付対象者は栃木県内の福祉系高校に在学する者とする。

なお、本要綱が定める貸し付けを申請する者は、次の書類を在学する福祉系高校の長に提出するものとし、福祉系高校の長は別に定める期日までに、推薦書（様式第2号）を添えて、栃木県社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 福祉系高校修学資金貸付申請書（様式第1号）
- (2) 申請者の住民票
- (3) 申請者と生計を一にする家族の所得額を証明するもの
- (4) 連帯保証人の所得額を証明するもの

2 貸付期間は、福祉系高校に在学する期間とする。

なお、当該在学期間は原則として、正規の修学期間とする。ただし、病気等の真にやむを得ないと会長が認める事由により留年した期間中については、この限りではない。

3 修学資金の貸付上限額は次の（1）から（4）の合算額以内とする。

なお、（1）から（4）については授業料、入学金に充当することは出来ない。

- (1) 修学準備金 入学時の貸し付けに限り30,000円以内
 - ・介護実習に際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するに当たって必要な準備経費に充当するものであること。
- (2) 介護実習費 一年度当たり30,000円以内
 - ・介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等に充当するものであること。
- (3) 国家試験受験対策費用 一年度当たり40,000円以内
 - ・福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものであること。
- (4) 就職準備金 卒業時の貸し付けに限り200,000円以内
 - ・福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費に充当するものであること。

第3 貸付方法及び利子

- 1 会長は、貸付事業の申請があった場合、貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付契約を締結するものとし、貸付契約の締結は、貸付額、貸付期間、返還期限、

返還方法その他必要な事項を記載した貸付決定通知書を当該貸付申請者に交付することにより行うものとする。

- 2 貸し付けることが適当でないと認めるときは、その旨を当該貸付申請者に通知するものとする。
- 3 申請者が1による貸付決定通知書の交付を受けたときは、連帯保証人と連署の上、遅滞なく借用証書（別記様式第3号）、振込口座（登録・変更）届出書（別記様式第5号）及び申請者（未成年を除く）並びに連帯保証人の印鑑証明書を添えて会長に提出するものとする
- 4 利子は、無利子とする。
- 5 貸付金の交付は、分割して口座振替により交付する。

第4 保証人

- 1 本事業による貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。
なお、貸付けを受けようとする者が未成年者である場合の保証人は2人とし、2人のうち1人は法定代理人でなければならないものとする。
- 2 保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。
- 3 保証人は、独立の生計を営む成年の者とする。

第5 貸付契約の解除及び貸付けの休止

- 1 会長は、貸付契約の相手方が次の各号の一に該当する場合、その契約を解除するものとする。
 - (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - (4) 死亡したとき。
 - (5) 貸付後、申請内容に虚偽が判明したとき。
 - (6) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 会長は、貸付契約の相手方が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
- 3 会長は、貸付契約の相手方が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分が年度の全期間に及ぶ場合は当該年度分の修学資金の貸付けを行わないものとする

第6 返還の債務の当然免除

会長は、貸付契約の相手方が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

なお、適切な返還債務の免除を行うため、貸し付けを受けた者に対して、毎年4月に業務従事証明書（別記様式第4号）又は在学証明書の提出を求め、貸し付けを受けた者の就労状況等について、定期的に把握するものとする。

- (1) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、栃木県内において、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事

業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）として従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年（以下、「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、栃木県外において介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入できる。

なお、前述の「3年」の計算については、在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上とし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

また、介護職員等の業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（例えば育児休業等により第6に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合を指す、以下同じ。）により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

上記の他に、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、本規定における「卒業した日」を、「卒業年度の翌々年度の国家試験に合格した日」と読み替える。本運用については、第9における読み替えの適用は除くものとする。

(2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき。

2 本事業による貸付けを受けた者は、1の規定により貸付金の返還の債務の免除を受けようとするときは、返還免除申請書（別記様式第11号）に、次の各号に掲げる免除の場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 1の(1)に該当する者 業務従事証明書（別記様式第4号）

(2) 1の(2)に該当する者 当該事由を証する書類

3 会長は、2の規定による申請があったときは、審査の上貸付金の返還の債務の免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

第7 返還

本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当する場合（他種の養成施設等における修学災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から36か月（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。なお、虚偽申請により貸付けの契約の解除となったときは、一括返還しなければならない。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録しなかったとき。
- (3) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、栃木県内において介護職員等の業務に従事しなかったとき。

なお、第8において規定される業務に従事した場合においては、当該返還に充てるための資金を新たに貸し付けることにより事業が移行することとする。

- (4) 栃木県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

- 2 本事業による貸付けを受けた者は、貸付金の返還をするときは、返還計画書（別記様式第8号）を直ちに会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、2の返還計画書を審査の上、借受者に貸付金の返還方法及び返還額を通知するものとする。
- 4 会長は、2の返還計画書が提出されないときは、第3の3の規定により提出のあった借用証書に記載された方法により貸付金を返還させるものとし、借受者に返還方法及び返還額を通知するものとする。

第8 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行

福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、介護職員等の業務に従事せず、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除いた範囲の業務（社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等貸付要領（以下、「貸付要領」という。）第11条2（1）における充当資金返還免除対象業務と同義）に従事した場合は、貸付要領第1条の2に掲げる福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業により、福祉系高校修学資金の返還に充てるための資金（以下、「返還充当資金」という。）を貸し付け、第7の返還に充てることにより、福祉系高校修学資金貸付事業から福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業へ支援を移行することとする。

第9 福祉系高校卒業後、進学した場合の取扱い

福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等（以下、「大学等」という）に進学した場合（この場合、介護福祉士の登録の有無は問わない。）、大学等を卒業するまでの間、第6、第7に係る手続きを猶予することとし、大学等を卒業後に、第6、第7、第8（1において先述の通り読み替え運用を除く。）における「福祉系高校を卒業した日」を「大学等を卒業した日」に読み替えて運用すること。

第10 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

会長は、本事業による貸付けを受けた者が貸付契約を解除された後も引き続き、貸付決定時に在学していた福祉系高校に在学しているとき、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 返還の債務の履行の裁量猶予

会長は、本事業による貸付けを受けた者が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 栃木県内において介護職員等の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

3 本事業による貸付けを受けた者が、第1及び2の規定により貸付金の返還債務の履行の猶予を受けようとする場合は、返還猶予申請書（別記様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 本事業による貸付けを受けた者が第6の1に規定する返還免除対象業務又は介護職員等の業務に就業した場合又は継続して従事している場合
 - ・業務従事証明書（別記様式第4号）
- (2) 卒業年次又は卒業年次の翌年の国家試験に合格できなかった場合において、本事業による貸付けを受けた者が翌年の国家試験を受験する意思を有する場合
 - ・誓約書（別記様式第15号）
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、他種の養成施設等における修学、災害、病気その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが困難と認められる場合
 - ・返還することが困難であることを証する書類

4 会長は、1及び2の規定による申請があったときは、審査の上返還債務の履行の猶予の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

第11 返還の債務の裁量免除

1 会長は、本事業による貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき
 - ・返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
 - ・返還の債務の額の全部又は一部
- (3) 栃木県内において本事業による貸付けを受けた期間以上、介護職員等の業務に従事したとき
 - ・返還の債務の額の全部又は一部

2 返還の債務の裁量免除の適用に当たっては、以下のとおりとする。

- (1) 返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

また、1（3）における返還の債務の裁量免除は、本事業が介護職員等の業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は、機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により

免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

- (2) 裁量免除の額は、栃木県内において、介護職員等の業務に従事した期間を、本事業による貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。
- 3 本事業による貸付けを受けた者は、1の規定により貸付金の返還の債務の免除を受けようとするときは、返還免除申請書（別記様式第11号）に、次の各号に掲げる免除の場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。
 - (1) 1の(3)に該当する者 業務従事証明書（別記様式第4号）
 - (2) 1の(1)に該当する者 当該事由を証する書類
- 4 会長は、3の規定による申請があったときは、審査の上貸付金の返還の債務の免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

第12 延滞利子

会長は、本事業による貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子の確定金額が1,000円未満であるときは、これを請求しないものとする。

第13 会計経理

- 1 本事業に関する会計にあたっては、独立した区分を設け、経理するものとする。
- 2 本事業を実施している間の返還金の取扱いは、本事業による貸付金の原資の運用によって生じた運用益及び返還金は、本事業に関する区分に繰り入れるものとする。
- 3 当該区分については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を策定し、知事に報告するものとする。

第14 変更届等

本事業による貸付けを受けた者若しくは第10の規定により返還の債務の履行の猶予を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときには、当該事由が発生してから2週間以内に当該各号に掲げる届出書により会長に届け出なければならない。

- (1) 休学、停学の処分、留年、復学、転学、コース変更、退学した場合 休学・復学・退学等届（別記様式13号）
 - (2) 借受者は、本事業の貸付けを辞退しようとする場合 辞退届（別記様式第6号）
 - (3) 本事業による貸付けを受けた者又は保証人の住所又は氏名及び返還免除対象業務、又は介護職員等の業務の従事先に変更があった場合 変更届（別記様式第12号）
 - (4) 返還免除対象業務又は介護職員等の業務に従事しなくなった場合 離職届（別記様式第10号）
- 2 保証人は、本事業による貸付けを受けた者が死亡したときは、速やかに死亡届（別記様式第7号）にその事実を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。
 - 3 申請者又は本事業による貸付けを受けた者が保証人を変更しようとするときは、保証人変更届（別記様式第14号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

第15 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の取り扱いに関し必要な事項については、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月に福祉系高校に在学している者から適用する。

附則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

福祉系高校修学資金貸付申請書

学 校 名		学 科 ・ 課 程	
入 学 年 月	年 月	卒 業 年 月 (予 定)	年 月
フリガナ	-----		
申 請 者 氏 名	(自 署)		
生 年 月 日	和 暦 年 月 日 (満 歳)	性 別	男 ・ 女
現 住 所	〒		
電 話 (自 宅)	()	携 帯 電 話	()

借用希望期間、金額、返還方法

期 間	年 月 ~ 年 月 (か 月)		
金 額	ア. 修学準備金 (3万円以内)	円 【1年次加算】	
	イ. 介護実習費 (総額)	円 (内訳) 30,000円 × (年間)	
	ウ. 国家試験受験対策費用総額	円 (内訳) 40,000円 × (年間)	
	エ. 就職準備金 (20万円以内)	円 【卒業年次加算】	
	総額 (ア+イ+ウ+エ)	円	
返 還 方 法	ア. 月 賦	イ. 半 年 賦	ウ. 一 括

他の貸付、助成制度の利用状況※

他の制度を	ア 利用している			イ 利用していない		
利 用 し 場 合	貸付制度等の名称					
	利用 (借受) 予定期間	年 月 ~ 年 月	金 額	円		
	現 在 の 状 況	ア. 借 受 中		イ. 返 済 中		ウ. 猶 予 (据 置) 中

※他の制度とは、生活福祉資金貸付金、母子及び父子福祉資金、日本学生支援機構等の奨学金、求職者支援のための各種助成金、貸付金が該当します。

生計を一つにする家族の状況

氏 名	続柄	年 齢	職 業 (勤 務 先 ・ 学 校)	同 居 ・ 別 居	所 得 金 額 ※
	本人			同 ・ 別	円
				同 ・ 別	円
				同 ・ 別	円
				同 ・ 別	円
				同 ・ 別	円
				同 ・ 別	円
所得合計金額					円

※生計を一つにする者の直近の所得金額を証する書類（給与所得者は源泉徴収票の写し、自営業者は確定申告書（控）の写し、その他の方は課税証明）を添付してください。

連帯保証人（法定代理人）の状況

（裏面）

フリガナ		生年	和暦	年	月	日
氏名（自署）		月日		（満	（歳	）
申請者との関係		性別	男 ・ 女			
現住所	〒					
電話（自宅）	（ ）		携帯電話	（ ）		

連帯保証人（法定代理人以外）の状況

フリガナ		生年	和暦	年	月	日
氏名（自署）		月日		（満	（歳	）
申請者との関係		性別	男 ・ 女			
現住所	〒					
電話（自宅）	（ ）		携帯電話	（ ）		

※連帯保証人の直近の所得金額を証する書類（給与所得者は源泉徴収票の写し、自営業者は確定申告書（控）の写し、その他の方は課税証明）を添付してください。

..... 年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長様

上記の記載内容は、事実に相違なく福祉系高校修学資金の借り入れしたく申請します。

また、私は、福祉系高校修学資金の利用にあたり、記載、提出した個人情報について、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会個人情報保護規程の規定（必要な範囲での第三者提供を含む。）に基づき取り扱われることを同意します。

私は、貴会が貸付に必要な範囲で、全国の社会福祉協議会、就学先の福祉系高校、就労先の介護保険サービス等提供事業所、自治体等の関係機関を第三者として個人情報を提供すること及び、それらの関係機関から、貴会が、私の個人情報の提供を受けることに同意します。また、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱第8福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行について、理解し、同意いたします。

（本人）氏名 _____（自署）

上記の申請に、同意の上、当該申請により修学資金の貸付けが決定された場合、上記の者の連帯保証人として、修学資金の債務を連帯することを承諾します。

また、私は、福祉系高校修学資金の利用にあたり、記載、提出した個人情報について、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会個人情報保護規程の規定（必要な範囲での第三者提供を含む。）に基づき取り扱われることを同意します。

私は、貴会が貸付に必要な範囲で、全国の社会福祉協議会、就学先の福祉系高校、就労先の介護保険サービス等提供事業所、自治体等の関係機関を第三者として個人情報を提供すること及び、それらの関係機関から、貴会が、私の個人情報の提供を受けることに同意します。また、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱第8福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行について、理解し、同意いたします。

（法定代理人又は後見人）氏名 _____（自署）

当該申請により、修学資金の貸付けが決定された場合、上記の者の連帯保証人として、修学資金の債務を連帯することを承諾します。

また、私は、福祉系高校修学資金の利用にあたり、記載、提出した個人情報について、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会個人情報保護規程の規定（必要な範囲での第三者提供を含む。）に基づき取り扱われることを同意します。

私は、貴会が貸付に必要な範囲で、全国の社会福祉協議会、就学先の福祉系高校、就労先の介護保険サービス等提供事業所、自治体等の関係機関を第三者として個人情報を提供すること及び、それらの関係機関から、貴会が、私の個人情報の提供を受けることに同意します。また、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱第8福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行について、理解し、同意いたします。

（連帯保証人）氏名 _____（自署）

申請者が未成年者の場合、連帯保証人を2人（1人は法定代理人）としてください。

申請内容確認の連絡先	氏名（続柄）	電話番号
	（ ）	（ ）

（申請書類に不備等があった場合に連絡をすることがありますので、必ずご記入ください。）

推 薦 書

種 別	福祉系高校修学資金
学 年	
氏 名	
所 見 (人物・成績等)	
推薦理由	

上記のことから、福祉系高校修学資金の貸付けを受けることがふさわしい者として推薦します。

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

所 在 地 〒

学 校 名

学校長名

Ⓜ

電話番号

借用証書

収入印紙
400円
※消印すること

借用金額 _____ 円

_____ 年 _____ 月 _____ 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長様

貸付決定番号	—	号	生	年	月	日
			和暦	年	月	日
ふりがな	-----					
借受者氏名 (自署)	印					
借受者住所						
電話番号	自宅		携帯			

福祉系高校修学資金として上記の金額を借用しました。

については、本借用証書記載の厳守事項を守り、下記の条件により相違なく返還します。

また、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱第8福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行※について、理解し、同意いたします。

借受け期間	_____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで (_____ か月)					
借用金額	_____ 円					
借用金額 内訳	修学準備金	_____ 円				
	介護実習費	_____ 円				
	国家試験受験対策費	_____ 円				
	就職準備金	_____ 円				
貸付利子	無利子 ただし、延滞利子については、利率年3%					
交付方法	年1回分割交付					
返還時期	_____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで					
返還方法	_____ 月賦 ・ 半年賦 ・ 一括					
返還場所	栃木県社会福祉協議会指定の金融機関口座 (別途指定)					

私どもは、上記の者の連帯保証人として、福祉系高校修学資金の債務を連帯して負担します。

また、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱第8福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行※について、理解し、同意いたします。

ふりがな	-----					
連帯保証人氏名 (自署)	登録実印					
連帯保証人住所						
電話番号	自宅		携帯			

ふりがな	-----					
連帯保証人氏名 (自署)	登録実印					
連帯保証人住所						
電話番号	自宅		携帯			

※ 借受者 (未成年を除く) 及び連帯保証人の印鑑証明を添付すること。

※ 借受者が未成年者の場合は、連帯保証人を2人 (うち1人は法定代理人) とすること。

(借受中、厳守する事項等について)

- 1 栃木県社会福祉協議会（以下、「本会」という）は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合に、貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求し、又は貸付を停止し若しくは貸付契約を解約することができる。
 - (1) 貸付金の使途をみだりに変更し、又は他に流用したとき
 - (2) 虚偽の申込みその他不正な手段により貸付を受けたとき
 - (3) 変更届等を行わなかったとき
 - (4) 貸付金の償還を怠ったとき
 - (5) 仮差押若しくは仮処分又は強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき
 - (6) 破産又は民事再生手続開始の申立てをし、又は申立てを受けたとき

- 2 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより、速やかに本会に届け出なければならない。
 - (1) 借受者又は保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に変更があった場合
 - (2) 退学した場合
 - (3) 留年、休学、復学、停学の処分を受けた場合
 - (4) 返還免除対象業務に従事したとき又は退職した場合
 - (5) 借受人が死亡した場合（親族又は連帯保証人が届け出ること）

- 3 定められた返還方法により、返還計画に従って返還期限までに返還金（元金及び貸付利子）を支払わなければならない。ただし、返還の猶予又は免除に該当する者についてはこの限りではない。

- 4 借受者が貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。
ただし、延滞利子の確定金額が1,000円未満であるときは、これを請求しないものとする。

- 5 連帯保証人は、借受者と連帯して責務を負担するものとする。

- 6 本会と借受者又は連帯保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合には、本会の所在地を管轄する裁判所を簡易裁判所とする。

- 7 以上の事項、その他については本会に問い合わせることとする。

※社会福祉法人栃木県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱
第8福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行について

福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、介護職員等の業務に従事せず、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局・児童家庭局長連名通知）の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除いた範囲の業務に従事した場合は、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要領第1条の2に掲げる福祉系高校修学資金の返還に充てるための資金を貸し付け、返還に充てることにより、福祉系高校修学資金貸付事業から福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業へ支援を移行することとする。

業務従事証明書

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長様

借受者記入欄	ふりがな			
	氏名 (自署)	(旧姓) 借受時から改姓している場合は旧姓を記入		
	住所	〒		
	電話番号	自宅		携帯

施設・事業所記入欄	<input type="checkbox"/> 従事していた <small>(異動・退職した場合はこちら)</small>				ことを報告します。 <small>※どちらかに☑を入れてください。</small>	
	<input type="checkbox"/> 従事している <small>(現在在職している場合はこちら)</small>					
	法人名					
	施設・事業所名					
	施設・事業所住所	〒				
	施設・事業種別		雇用形態	常勤・非常勤・パート・派遣		
	業務内容		職種			
	在職期間	年 月 日※ ～ 年 月 日 <small>※介護福祉士に登録した月の1日または就職した日のいずれか遅い日</small>				
	上記期間中の在職日数	日	上記期間中の 従事日数	日		
	休業期間の有無	無 ・ 有 (有の場合、下記に休業の理由及び休業期間を記入)				
	休業の内容 ※在職期間中に休業期間のある方は、その全てを次に記入し、証明書を添付してください。(すでに証明書を提出済の場合は期間のみ記入してください。)					
	<input type="checkbox"/> 産前産後休暇 <input type="checkbox"/> 育児休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇 <input type="checkbox"/> その他(休業事由)		年 月 日～ 年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 産前産後休暇 <input type="checkbox"/> 育児休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇 <input type="checkbox"/> その他(休業事由)		年 月 日～ 年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 産前産後休暇 <input type="checkbox"/> 育児休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇 <input type="checkbox"/> その他(休業事由)		年 月 日～ 年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 産前産後休暇 <input type="checkbox"/> 育児休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇 <input type="checkbox"/> その他(休業事由)		年 月 日～ 年 月 日			
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 法人名/施設・事業所名 代表者/管理者役職・氏名 担当者役職・氏名 電話番号						
					社判	

別記様式第5号

振込口座（登録・変更）届出書

年 月 日

（社福）栃木県社会福祉協議会長 様

貸付決定番号 ー 号

住 所

氏 名 (自署)

電話番号

携帯電話

福祉系高校修学資金貸付金について、下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合						
支店名	本店 支店 出張所			店番号			
口座の種類	1：普通預金（総合口座） 2：貯蓄預金						
口座番号 (右づめ)							
(フリガナ)							
口座名義	(姓)			(名)			

※ゆうちょ銀行のみ以下に記入

金融機関名称	ゆうちょ銀行	店名 <small>※漢数字3ケタで記入</small>					店
口座の種類	1：普通預金（総合口座） 2：貯蓄預金						
口座番号 (右づめ)							
(フリガナ)							
口座名義	(姓)			(名)			

(注) 借受者本人名義の口座であること。

店番号（店名）、口座の種類、口座番号、口座名義が分かる箇所をコピーの上裏面に貼付すること。

別記様式第 6 号

辞 退 届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

学 校 名
貸付決定番号
住 所 〒
氏 名 (自署)
電 話 番 号
携 帯 電 話

連帯保証人住所 〒
氏 名 (自署)
電 話 番 号
携 帯 電 話

連帯保証人住所 〒
氏 名 (自署)
電 話 番 号
携 帯 電 話

次のとおり福祉系高校修学資金貸付けを辞退したいので届け出ます。

1 辞退時期 年 月から

2 理 由

3 既借受け期間及び金額 年 月から 年 月まで

合 計 円借受け

別記様式第7号

死 亡 届

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

届出人住所〒

届出人氏名 (自署)

電話番号

携帯電話

借受者との関係

次のとおり借受者が死亡したので、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 借受者氏名
- 2 死亡年月日 年 月 日
- 3 死亡事由 業務上の理由 ・ 業務外の事由
- 4 死亡状況 (業務上の理由の場合)

別記様式第8号

返還計画書

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長様

次のとおり福祉系高校修学資金を返還します。

借 受 者	氏名 (自署)	(旧姓) 借受時から改姓している場合は旧姓を記入		
	住所	〒		
	電話番号		携帯電話	
連 帯 保 証 人	氏名 (自署)			
	住所	〒		
	電話番号		携帯電話	
連 帯 保 証 人	氏名 (自署)			
	住所	〒		
	電話番号		携帯電話	
借受期間	年 月から		年 月まで	
借入金額①	円			
既返還免除済額②	円			
既返還済額③	円			
返還金額①-②-③	円			
返還方法及び 期間・回数 ※月賦・半年賦・ 一括のいずれかに ○を付けること。	月 賦	毎月(円)ただし初回のみ(円) 年 月から 年 月まで()回払い		
	半年賦	毎回(円)ただし初回のみ(円) 年 月から 年 月まで()回払い		
	一 括	円		
返還理由 該当する項目に (○)を付けること。 ※(カ)の場合は 理由を記載するこ と。	<input type="checkbox"/> (ア) 貸付契約の解除(要綱第7(1))			
	<input type="checkbox"/> (イ) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に登録しなかったとき(要綱第7(2))			
	<input type="checkbox"/> (ウ) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に登録したが返還免除対象業務に従事しなかったとき(要綱第7(3))			
	<input type="checkbox"/> (エ) 返還免除対象業務に従事する意思がなくなった(要綱第7(4))			
	<input type="checkbox"/> (オ) 業務外事由による心身の故障等により介護等業務に従事できない(要綱第7(5))			
<input type="checkbox"/> (カ) その他の事由 〔 〕				
返還事由の発生年月日	年 月 日			

別記様式第9号

返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長様

ふりがな			
氏名 (自署)	(旧姓) 借受時から改姓している場合は旧姓を記入		
住所	〒		
電話番号	自宅		携帯

次のとおり福祉系高校修学資金貸付金の返還猶予を受けたいので申請します。

借受時の学校名	学校名 学科名		
借受期間	年 月から 年 月まで (か月)		
借用金額①	円		
既返還免除済額②	円		
既返還済額③	円		
返還猶予の内容	申請額 ①－②－③	円	
	期間	年 月から 年 月まで (か月)	
	申請理由 該当する 項目に (○)を付 けること。	() (ア) 在学中 (下に学校名・学科を記入))
		() (イ) 県内で返還免除対象業務等に従事 (下に従事先を記入)	
() (ウ) 国家試験に合格できなかったが、次の国家試験を受験する意思がある			
() (エ) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由 (下に具体的に事由を記入)			

別記様式第 10 号

離 職 届

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長様

借受け時の

学 校 名

氏名（自署）

（旧姓）

借受時から改姓している場合は旧姓を記入

住 所

〒

電 話 番 号

携 帯 番 号

次のとおり離職したので届け出ます。

1 離職年月日 年 月 日

2 理 由

別記様式第 11 号

返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長様

住 所	〒		
氏名（自署）	（旧姓） 借受時から改姓している場合は旧姓を記入		
電 話 番 号		携 帯 番 号	

次のとおり介護福祉士修学資金等貸付の返還免除を受けたいので申請します。

借受時の学校	学校名		
	学科・コース名		
借受期間※1	年 月 から 年 月 まで（ 月 か月）		
借用金額	円		
既返還免除済額	円		
既返還済額	円		
返還免除の内容	申請額	円	
	申請理由 該当する項目に (○)を付けること。	<input type="checkbox"/> (ア) 返還免除対象業務等に所定の年数（3年）従事した 【要綱第6-1(1)】	
		<input type="checkbox"/> (イ) 業務上の事由により死亡又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することが出来なくなった 【要綱第6-1(2)】	
		<input type="checkbox"/> (ウ) 貸付を受けた期間以上、介護職員等の業務に従事した 【要綱第11-1(3)】	
		<input type="checkbox"/> (エ) 借受者の死亡、障害 【要綱第11-1(1)】	
学校卒業後の 状 況	従事期間	従事先名称	
	年 月 日 ~		
	年 月 日		
	年 月 日 ~		
	年 月 日		
	年 月 日 ~		
	年 月 日		

別記様式第 12 号

変 更 届

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長 様

住 所 〒

氏 名 (自署)

電 話 番 号

携 帯 電 話

次のとおり変更したので届け出ます。

【借 受 者】

届出事項	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 住所・電話番号（携帯電話）	<input type="checkbox"/> 従事先
変更理由		変更日	年 月 日
フリガナ			
氏 名	(新)	(旧)	
住 所	(新) 〒	(旧) 〒	
電話番号 (携帯電話)	()	()	
従事先名	(新)	(旧)	
施設・事業種別			
従事先住所			
従事先電話番号			
転職・異動日	年 月 日	離職日	年 月 日

【保 証 人】(氏名)

届出事項	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 住所・電話番号（携帯電話）
変更理由		変更日 年 月 日
フリガナ		
氏 名	(新)	(旧)
住 所	(新) 〒	(旧) 〒
電話番号 (携帯電話)	()	()

別記様式第 13 号

休学・復学・退学等届

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長様

住 所 〒

氏 名 (自署)

電 話 番 号

携 帯 電 話

下記の事項について届け出ます。

学校名		学科・コース 名	
借受者氏名			
届出事項	<input type="checkbox"/> 休学・停学 <input type="checkbox"/> 留年 <input type="checkbox"/> 復学 <input type="checkbox"/> 転学 <input type="checkbox"/> 退学 <input type="checkbox"/> その他		
休学・停学	休学・停学日	年	月 日
	復学予定日	年	月 日
留年(在学 期間延長)	留年年次 卒業(修了)予 定 理由	年次	年 月
復学	復学日	年	月 日
	復学年次	年次	
退学・その 他	退学日・その他の事由の 発生日 理由	年	月 日
既借受期間 及び金額	年 月 ~ 年 月 分まで 合計 円		

上記について、相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地
学校名
学校長名

印



保証人変更届

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長 様

借受け時の学校名			
氏名 (自署)	(旧姓) <small>借受時から改姓している場合は旧姓を記入</small>		
住 所	〒		
電 話 番 号		携 帯 番 号	

次のとおり保証人を変更するので届け出ます。

新保証人	住 所	〒		
	氏 名 (自署)			
	職 業			
	生年月日	年 月 日生 (歳)		
	本人との関係			
	電話番号		携帯番号	

※ 新保証人の印鑑証明及び直近の所得金額を証する書類（確定申告書（控）の写し、源泉徴収票の写し、課税証明）を添付すること。

旧保証人	住 所	〒		
	氏 名			

変更の理由

連 帯 保 証 書

年 月 日

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会長 様

新保証人住所

新保証人氏名 (自署)



福祉系高校修学資金貸付金（借受金額 円）について、借受者_____と連帯してその債務を負担します。

また、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱第 8 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行について、理解し、同意いたします。

※ 借受者が未成年者の場合、保証人のうち 1 人は法定代理人とすること。

別記様式15号

誓約書

年 月 日

(社福) 栃木県社会福祉協議会長 様

住 所 〒

氏 名 (自署)

電 話 番 号

携 帯 電 話

私は、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱の規定に従い、令和 年度介護福祉士国家試験合格に向けて勉学に励むことを誓約します。

【参考資料】

「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」別添1
(貸付要領第11条1項1号)

指定施設における業務の範囲等

1 福祉に関する相談援助業務の範囲

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

(1) 施行規則第2条第1号に規定する保健所にあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員

(2) 施行規則第2条第2号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第1項に規定する児童福祉司、「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付け児発第133号）第2章第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員及び保育士

(3) 施行規則第2条第2号に規定する母子生活支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第27条第1項に規定する母子支援員（児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）による改正前の児童福祉施設最低基準第27条に規定する母子指導員を含む。）及び少年を指導する職員並びに「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年4月5日付け雇児発0405第11号）に規定する個別対応職員

(4) 施行規則第2条第2号に規定する児童養護施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項及び第5項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び職業指導員並びに「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定する里親支援専門相談員

(5) 施行規則第2条第2号に規定する障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターに限る。）にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項（同条第9項において準用される場合を含む。）、第4項、第12項及び第14項、第58条第1項、第3項及び第6項、第63条第1項、第4項及び第7項並びに第69条に規定する児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者及び心理指導担当職員

(6) 施行規則第2条第2号に規定する児童心理治療施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第1項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員及び家庭支援専門相談員

(7) 施行規則第2条第2号に規定する児童自立支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第1項及び第5項に規定する児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び職業指導員

(8) 施行規則第2条第2号に規定する児童家庭支援センターにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員

(9) 施行規則第2条第2号に規定する障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センタ

一を除く。) については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第5条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第3項第3号、第4号及び第5号、第54条の6第1項第1号及び第2号、第56条第1項第2号、第3号及び第6号並びに第2項、第66条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第3項第3号、第4号及び第5号、第71条の3第1項第1号及び第2号、第71条の8第1項第1号及び第2号並びに第73条第1項第1号及び第2号に規定する児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る。）及び訪問支援員（保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る。）並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第6号）による改正前の指定通所基準第66条第1項第1号、第71条の2第1項第1号並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）による改正前の指定通所基準第5条第1項第1号及び第54条の2第1項第1号に規定する指導員

(10) 施行規則第2条第2号に規定する障害児相談支援事業を行う施設においては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する相談支援専門員

(11) 施行規則第2条第3号に規定する病院及び診療所においては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4に規定する退院後生活環境相談員又は次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員

ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助

イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助

ウ 患者の社会復帰に係る相談援助

エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動

(12) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者更生相談所においては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発第0325001号）第1に規定する身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー

(13) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者福祉センターにおいては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第19条に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員

(14) 施行規則第2条第5号に規定する精神保健福祉センターにおいては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定士

(15) 施行規則第2条第6号に規定する救護施設及び更生施設においては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員

(16) 施行規則第2条第7号に規定する福祉に関する事務所においては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条の2第1項及び第2項に規

定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事）、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員（現業員）、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号）別紙（家庭児童相談室設置運営要綱）第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和45年4月9日付け社庶第74号）に規定する面接相談員、売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条第1項及び第2項に規定する婦人相談員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員

（17）施行規則第2条第8号に規定する婦人相談所にあつては、「婦人相談所設置要綱について」（昭和38年3月19日付け厚生省発社第35号）別紙（婦人相談所設置要綱）第2に規定する相談指導員又は判定員並びに売春防止法第35条第1項及び第2項に規定する婦人相談員

（18）施行規則第2条第8号に規定する婦人保護施設にあつては、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）第8条第1項に規定する入所者を指導する職員

（19）施行規則第2条第9号に規定する知的障害者更生相談所にあつては、知的障害者福祉法第13条第1項に規定する知的障害者福祉司、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発第0325002号）第1に規定する心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー

（20）施行規則第2条第10号に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第3号及び同条第2項第1号に規定する生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号に規定する生活相談員、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第11条第1項第2号及び第37条第1項第2号に規定する生活相談員、同令附則第6条第1項第2号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、同令附則第14条第1項第3号に規定する入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」（昭和52年8月1日付け社老第48号）別紙1（老人福祉センター設置運営要綱）第2条第3項及び第3条第3項における相談・指導を行う職員、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び

運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第20条第1項第1号及び第42条第1項第1号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第129条第1項第2号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項第1号及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）に規定する生活相談員、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イの規定により例によるものとされた介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号に規定する生活相談員並びに老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員

（21）施行規則第2条第11号に規定する母子・父子福祉センターにあつては、「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」（平成26年9月30日付け厚生労働省発雇児0930第4号）母子・父子福祉施設設置要綱第1に規定する母子及び父子の相談を行う職員

（22）施行規則第2条第12号に規定する介護保険施設にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する生活相談員及び同項第6号に規定する介護支援専門員、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する支援相談員及び同項第7号に規定する介護支援専門員、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条第1項第7号及び同条第7項第3号に規定する介護支援専門員並びに健康保険法等の一部を改正する法律

（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設にあつては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第2条第1項第6号、第2項第4号及び第3項第7号に規定する介護支援専門員

（23）施行規則第2条第12号に規定する地域包括支援センターにあつては、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する包括的支援事業（同法第115条の45第2項第4号から第6号までに掲げる事業（認知症初期集中支援推進事業を除く。）を除く。）に係る業務を行う職員

（24）施行規則第2条第13号に規定する障害者支援施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第11条第1項第2号イ(2)、第3号イ(1)及びロ、第4号イ(1)（同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。）及びハ、第5号イ(1)及びロ(1)、第6号イ(1)並びに第7号イ(2)に規定する生活支援員、同項第5号イ(2)に規定する就労支援員及び同項第2号イ(3)、第3号イ(2)、第4号イ(2)、第5号イ(3)及びロ(2)、第6号イ(2)、並びに第7号イ(1)に規定するサービス管理責任者

（25）施行規則第2条第13号に規定する地域活動支援センターにあつては、障害者の日常

生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）第9条第1項第2号に規定する指導員

（26）施行規則第2条第13号に規定する福祉ホームにあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）第10条第1項に規定する管理人

（27）施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号（第2項において読み替えられる場合を含む。）及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員、同令第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第206条の3第1項に規定する就労定着支援員、同令第206条の3第2項及び第206条の14第1項第2号に規定するサービス管理責任者及び同令第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員

（28）施行規則第2条第13号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条第2項に規定する相談支援専門員

（29）施行規則第2条第13号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する相談支援専門員

2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

（1）生活保護法第38条第1項第4号及び第5号に規定する授産施設及び宿所提供施設
・「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日付け厚生労働省発社援第0331011号）に基づき配置された指導員

（2）児童福祉法第37条に規定する乳児院
・児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員

（3）老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム

・生活相談員

(4) 指定特定施設入居者生活介護（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）を行う施設

・生活相談員及び計画作成担当者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設

・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する生活支援員並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置要綱）7に規定する指導員

(6) 障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設

・整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号並びに第37条第1項第2号に規定する精神保健福祉士及び精神障害者社会復帰指導員並びに同令第33条第1項第1号に規定する管理人

(7) 障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設

・整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員

(8) 「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」（昭和62年6月18日付け社老第80号）別紙（高齢者総合相談センター運営要綱）に基づく高齢者総合相談センター

・相談援助業務を行っている相談員

(9) 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）に基づく隣保館

・相談援助業務を行っている指導職員

(10) 都道府県社会福祉協議会

- ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添16（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員
 - （11）市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会
- ・「社会福祉協議会活動の強化について」（平成11年4月8日付け社援第984号）別紙（社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱）2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている職員
- ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添16（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員
 - （12）障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第3条による改正前の障害者自立支援法第5条第8項に規定する児童デイサービス事業を行っている施設
 - ・相談援助業務を行っている職員
 - （13）児童福祉法第6条の2の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定発達支援医療機関
 - ・児童指導員及び保育士
 - （14）独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設
 - ・相談援助業務を行っている指導員及びケースワーカー
 - （15）「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場
 - ・相談援助業務を行っている指導員
 - （16）刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所
 - ・刑務官、法務教官、法務技官（心理）及び福祉専門官
 - （17）更生保護法（平成19年法律第88号）第16条及び第29条に規定する地方更生保護委員会及び保護観察所
 - ・保護観察官、社会復帰調整官
 - （18）更生保護事業法施行規則（平成8年法務省令第25号）第1条第4項に規定する更生保護施設
 - ・補導主任、補導員、福祉職員及び薬物専門職員
 - （19）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設
 - ・相談援助業務を行っている指導員

(20) 「心身障害児総合通園センターの設置について」(昭和54年7月11日付け児発第514号)別紙(心身障害児総合通園センター設置運営要綱)に基づく心身障害児総合通園センター

・相談援助業務を行っている職員

(21) 児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行っている施設

・相談援助業務を行っている指導員

(22) 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等

・相談援助業務を行っている職員

(23) 「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」(平成20年7月22日付け雇児発第0722003号)別紙(母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱)に基づく「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行っている施設

・相談援助業務を行っている相談員

(24) 児童福祉法第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行っている施設

・相談援助業務を行っている職員

(25) 「利用者支援事業の実施について」(平成27年5月21日付け府子本第83号・27文科初第270号・雇児発0521第1号)別紙(利用者支援事業実施要綱)に基づく「利用者支援事業」を行っている施設

・相談援助業務を行っている職員

(26) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成26年9月30日付け雇児発0930第4号)別紙(母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱)に基づく「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を行っている施設

・母子・父子自立支援プログラム策定員

(27) 「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」(平成26年3月31日雇児発0331第5号)別紙(ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱)に基づく「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設

・就業支援専門員

(28) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設

・児童指導員及び保育士

(29) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第34条第1項第1号に規定する点字図書館及び同条第3号に規定する聴覚障害者情報提供施設

・相談援助業務を行っている職員

(30) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設

・相談援助業務を行っている職員

(31) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設

・相談援助業務を行っている職員

(32) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設

・児童指導員及び保育士

(33) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する重症心身障害児施設

・児童指導員、保育士及び心理指導を担当する職員

(34) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成24年厚生労働省令第40号）第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第173号）第3条に規定する相談支援専門員

(35) 「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」（平成26年3月31日付け障発0331第1号）による改正前の「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設

・相談援助業務を行っている職員

(36) 「地域生活支援事業の実施について」別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記11(4)に基づく「日中一時支援」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添4に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設

・相談援助業務を行っている職員

(37) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱の一部改正について」（平成22年3月30日付け障発第0330019号）による改正前の「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」（平成20年5月30日付け障発第0530001号）別紙（精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱）に基づく「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設

・地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員

(38) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」別紙（精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱）に基づく「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っている施設

・地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員

(39) 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」（平成23年4月25日付け障発0425第4号）別添（精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱）に基づく「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設

・相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）

(40) 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」（平成26年3月31日付け障発0331第2号）別添2（地域移行・地域生活支援事業実施要綱）に基づく「アウトリーチ事業」、「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙2（地域生活支援促進事業実施要綱）の別記2-21（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業）に基づく「アウトリーチ支援に係る事業」を行

っている施設を行っている施設

・相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）

（４１）指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第７項に規定する通所介護をいう。）、同法第４２条第１項第２号に規定する基準該当居宅サービス（以下「基準該当居宅サービス」という。）に該当する同法第８条第７項に規定する通所介護、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第１７項に規定する地域密着型通所介護をいう。）、指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第５条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第１１条又は第１４条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）若しくは介護保険法第５４条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当介護予防サービス」という。）に該当する旧介護保険法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護若しくは指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第９項に規定する短期入所生活介護をいう。）、基準該当居宅サービスに該当する同法第８条第９項に規定する短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第７項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）若しくは基準該当介護予防サービスに該当する同法第８条の２第７項に規定する介護予防短期入所生活介護又は第一号通所事業（介護保険法第１１５条の４５第１項第１号口に規定する第一号通所事業（介護保険法施行規則第１４０条の６３の６第１号イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第１１５条の４５の３第１項の指定を受けたものに限る。）をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）

・生活相談員

（４２）指定通所リハビリテーション（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第８項に規定する通所リハビリテーションをいう。）若しくは指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第６項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）又は指定短期入所療養介護（指定居宅サービスに該当する同法第８条第１０項に規定する短期入所療養介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第８項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。）を行う施設

・支援相談員

（４３）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第１５項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）を行う施設

・オペレーター

（４４）指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第１６項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。）を行う施設

・オペレーションセンター従業者

（４５）指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第

18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型通所介護(同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)に該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。)を行う施設(老人デイサービスセンターを除く。)

・生活相談員

(46)指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。)若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)又は指定複合型サービス(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。)を行う施設

・介護支援専門員

(47)指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。)を行う施設

・生活相談員及び介護支援専門員

(48)介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行っている事業所

・介護支援専門員

(49)介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行っている事業所又は同法第115条の4第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を行っている事業所

・担当職員

(50)「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日付け老発第655号)別紙(生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱)に基づく「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業」を行っている生活支援ハウス

・生活援助員

(51)「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号)に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、多くの高齢者が居住する集合住宅等

・相談援助業務を行っている生活援助員

(52)高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅

・相談援助業務を行っている職員

(53)「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センター

・相談援助業務を行っている職員

(54)「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1(自立支援プログラム策定実

施推進事業実施要領) 3 (1) に規定する就労支援事業を行っている事業所

・就労支援員

(55) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添15 (ひきこもり支援推進事業実施要領) に基づくひきこもり地域支援センター

・ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員

(56) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添25 (地域生活定着促進事業実施要領) に基づく地域生活定着支援センター

・相談援助業務を行っている職員

(57) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17 (社会的包摂・「絆」再生事業実施要領) に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所

・相談援助業務を行っている相談員

(58) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17 (社会的包摂・「絆」再生事業実施要領) に基づくホームレス自立支援センター

・生活相談指導員

(59) 「被災者支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分) による被災者生活支援事業の実施について」 (平成27年4月9日付け雇児発0409第10号・社援発第0409第2号)

別添1 (被災者見守り・相談支援事業 (地方自治体等実施分) 実施要領)、

「被災者健康・生活支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分) による被災者支援事業の実施について」

の一部改正について」 (平成28年5月10日付け健発0510第9号・雇児発0510第2号・社援発第0510第6号・老発0510第1号) による改正前の

「被災者健康・生活支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分) による被災者生活支援事業の実施について」別添

1 (地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業実施要領)、

「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17 (社会的包摂・「絆」再生事業実施要領) 第3の

2又は「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」 (平成21年8

月20日付け老発0820第5号) の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要

領」の別記1 (地域支え合い体制づくり事業) に基づき、東日本大震災の被災者に対する相

談援助業務を実施する事業所

・相談援助業務を行っている職員

(60) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」 (平成29年5月17日社援発第0517号) による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添17

(地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領) 及び「生活困

窮者自立相談支援事業等の実施について」別添19 (被災者見守り・相談支援等事業実施要

領) に基づき、被災者に対する相談援助業務を実施する事業所

・相談援助業務を行っている職員

(61) 「平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金 (住まい対策拡充等支援事業) の運営について」 (平成22年1月28日付け社援発0128第1号) 別添1 (自立相談支援モ

デル事業運営要領) に基づく自立相談支援機関及び同通知別添4 (家計相談支援モデル事業

運営要領) に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所

・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び家計相談支援員

(62) 生活困窮者自立支援法 (平成25年法律第105号) 第3条第2項に規定する生活困

窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関及び同法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所

・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び家計改善支援員（生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第1条の規定による改正前の生活困窮者自立支援法第2条第6項に規定する生活困窮者家計相談支援事業に従事する家計相談支援員を含む）

（63）生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所

・就労支援員

（64）発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条に規定する発達障害者支援センター

・「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708004号）別紙（発達障害者支援センター運営事業実施要領）に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員

（65）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項第2号に規定する広域障害者職業センター

・障害者職業カウンセラー

（66）障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項第3号に規定する地域障害者職業センター

・障害者職業カウンセラー及び職場適応援助者

（67）障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人

・第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者

（68）障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第96号）第3条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「旧法」という。）第27条に規定する障害者雇用支援センター

・旧法第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員

（69）雇用保険二事業助成金制度に基づく障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人

・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者

（70）障害者の雇用の促進等に関する法律第27条に規定する障害者就業・生活支援センター

・「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙2（障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱）に規定する主任就業支援担当者、就業支援担当者及び主任職場定着支援担当者並びに同通知別紙3（障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱）に規定する生活支援担当職員

（71）職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に規定する公共職業安定所

・精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター

（72）「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」（平成21年3月31日付

け20文科生第8117号文部科学大臣決定)別記(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)に基づく教育機関及び「教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)交付要綱」(平成25年4月1日付け文部科学大臣決定)別記(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)に基づく教育機関

- ・スクールソーシャルワーカー

(73) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第29条に規定する難病相談支援センター

- ・難病相談支援員

(74) 「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」(平成19年5月25日付け障発0525001号)に基づく高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関

- ・支援コーディネーター

(75) 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第49号)別添(「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱)に基づく子ども家庭総合支援拠点

- ・相談援助業務を行っている職員

(76) 「子育て世代包括支援センターの設置運営について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第5号)に基づく子育て世代包括支援センター

- ・相談援助業務を行っている職員

(77) 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション

- ・相談援助業務を行っている職員

(78) 「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」(平成22年2月23日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)決定)に基づく子ども・若者総合相談センター

—

- ・相談援助業務を行っている職員

(79) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関

- ・相談援助業務を行っている職員

(80) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく基幹相談支援センター

- ・相談援助業務を行っている職員

(81) 裁判所法に基づく家庭裁判所

- ・家庭裁判所調査官

(82) 児童福祉法第19条の22に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所

- ・「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱」(平成29年5月22日付け健発0522第1号)に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援員

(83) 医療的ケア児等総合支援事業の実施について（平成31年3月27日付け障発0327第19号）に基づく「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所

・医療的ケア児等コーディネーター

(84) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に規定する母子健康包括支援センター

・同条第2項第2号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員

(85) 生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設

・「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」（令和2年厚生労働省令第44号）第10条第1項に規定する生活支援員及び同条第3項に規定する生活支援提供責任者

(86) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2に規定する産後ケア事業を実施する施設

・同条に規定する相談に応ずる職員

(87) 施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記（1）から（86）までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設

・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

3 業務従事期間の計算方法

福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上記1及び2に掲げる者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するものとする。

4 2 (87) の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領

(1) 認定基準

ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。

（福祉に関する相談援助とは認められないものの例）

医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等

イ 上記1及び2の（1）から（86）までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。

(2) 認定の手続

ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2（87）に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第4号又は第7号に係る社会福祉士受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

【参考資料】

「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」別添2
(貸付要領第11条1項1号)

介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等

1 介護等の業務の範囲

介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む。）の入所者の保護に直接従事する職員（職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設

（障害者総合支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療護施設及び同法第31条に規定する身体障害者授産施設に限る。）、障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設の介護職員

(4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームの介護職員

(5) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

(6) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

(7) 整備法第3条による改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービスを行っている事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

(8) 指定訪問介護（介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。）若しくは指定介護予防訪問介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する地域におけ

る医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）又は第一号訪問事業（介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。）の訪問介護員等

（9）指定訪問看護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護をいう。）又は指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービスに該当する介護保険法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護をいう。）において看護業務の補助を行う者であって、その主たる業務が介護等の業務である者

（10）指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。）若しくは指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。）若しくは指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）若しくは指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）又は第一号通所事業（介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）の介護職員

（11）指定訪問入浴介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護をいう。）又は指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。）の介護職員

（12）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護保険法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の訪問介護員等

（13）指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。）の訪問介護員

（14）指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型通所介護（同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）の介護職員

（15）指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）の介護従業者

（16）指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8

条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)の介護従業者

(17) 指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。)の介護従業者

(18) 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。)若しくは指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。)又は指定短期入所療養介護(指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。)若しくは指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。)を行う施設の介護職員

(19) 指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。)又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。)を行う施設の介護職員

(20) 指定介護老人福祉施設(指定施設サービス等に該当する介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設をいう。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。)(特別養護老人ホームを除く。)の介護職員

(21) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(22) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(23) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項に規定する指定介護療養型医療施設であって、同法第8条第26項に規定する療養病床等により構成される病棟又は診療所(以下「病棟等」という。)における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

(24) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

(25) 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号)別表第1(老人医科診療報酬点数表)において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの(同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料(1から4)」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理

料」の届出を行った病棟等をいう。)において看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者

(26) 医療法第1条の5に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(27) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護事業において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(28) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第2条第2項に規定する国立ハンセン病療養所等における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者

(29) 職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)附則第4項に規定する家政婦のうち、個人の家庭において就業し、その主たる業務が介護等の業務である者

(30) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員

(31) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設の入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)

(32) 「在宅重度障害者通所援護事業について」(昭和62年8月6日付け社更第185号)別添(在宅重度障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(33) 「知的障害者通所援護事業助成費の国庫補助について」(昭和54年4月11日付け児第67号)別添(知的障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(34) 「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」(平成26年3月31日付け障発0331第1号)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」又は別記11(7)に基づく「生活サポート」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(35) 「地域生活支援事業の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記1-9に基づく「移動支援事業」、別記1-11(4)に基づく「日中一時支援」又は別記1-14(2)に基づく「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者及び別記1-11(2)に基づく「訪問入浴サービス」の介護職員

(36) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(37) 「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」(昭和63年12月13日付け健医発第1414号)に基づく原子爆弾被爆者養護ホームの介護職員

(38) 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業の実施につい

て」(平成5年7月15日付け健医発第765号)に基づく「原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の実施について」(平成5年7月15日付け健医発第766号)に基づく「原子爆弾被爆者ショートステイ事業」を行っている施設の介護職員

(39)「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業について」(昭和50年9月19日付け衛発第547号)別添(原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱)に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」の原爆被爆者家庭奉仕員

(40)介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

2 業務従事期間の計算方法

介護等の業務に従事した期間は、1の(1)から(40)までに掲げる者として現に従事した期間を通算して計算するものとし、1の(1)から(40)までに掲げる者であった期間が通算1095日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が540日以上である場合に、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号に該当するものとする。ただし、同法附則第2条各号に該当する者については、1の(1)から(40)までに掲げる者であった期間が通算273日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が135日以上とする。

3 業務従事期間の認定方法

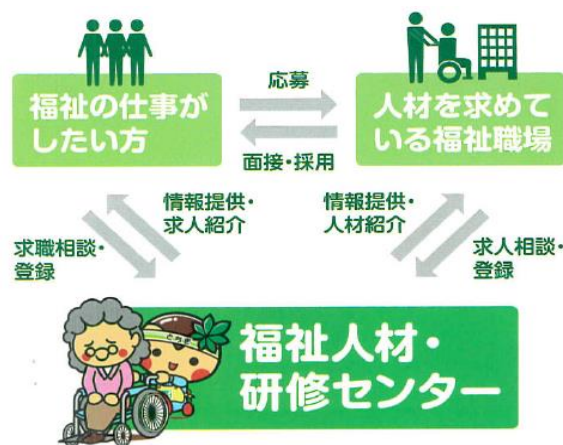
介護等の業務に従事していたことの認定は、1の(1)から(28)まで及び(30)から(40)までに掲げる者であった期間については、使用者又は施設、事業所等の長、1の(29)に掲げる者であった期間については、使用者又は有料職業紹介所の所長が発行する介護業務従事期間証明書(別記様式)に基づいて厚生労働大臣(試験事務を指定試験機関に行わせる場合にあっては、指定試験機関の長)が行う。

社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会

福祉人材・研修センターのご案内

福祉人材・研修センターは、栃木県知事の指定を受け、栃木県社会福祉協議会に設置されています。

介護福祉士修学資金等貸付事業の他にも、福祉人材無料職業紹介事業を中心に、福祉の仕事や資格についての相談、情報提供、就職支援事業（就職フェア、各種講座、施設見学・体験等）などを行っています。



【窓口のご利用時間】

月曜日～金曜日 9:00～17:00

第3土曜日 9:00～17:00

※土曜日、日曜日、祝祭日および年末年始（12/29～1/3）はお休みです。

【所在地】

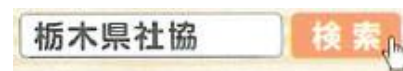
〒320-8508

宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階

TEL 028-643-5622 FAX 028-623-4963

【HP】

- ・栃木県社会福祉協議会ホームページ
<http://www.tochigikenshakyo.jp/>
- ・福祉のお仕事ホームページ
<http://www.fukushi-work.jp/>



福祉のお仕事

福祉のお仕事 検索



●貸付に関するお問い合わせは… TEL 028-643-3300